

公立大学法人青森県立保健大学の平成28年度剰余金の翌事業年度充当について

1 利益処分の流れについて

別紙「公立大学法人青森県立保健大学 利益処分の流れについて」のとおり。

2 承認の基準について

別紙「公立大学法人青森県立保健大学 利益処分の承認基準」のとおり。

3 承認審査の内容について

(1) 剰余金の承認申請額及び用途

① 承認申請額

66,264,846円

② 剰余金の用途

第2期中期計画に定めた剰余金の用途（教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等）

(2) 審査内容

項 目	審査結果
ア 当該年度における利益のうち経営努力と認められるか。 (会計基準第72の4)	財務諸表及び事業報告書の確認や職員への聞取り等により、下記のとおり確認した。
自己収入から生じた利益	運営費交付金等対象収入が当初予算額を上回った結果生じた利益又は特定収入事業を行った結果生じた利益であることを確認した。
運営費交付金から生じた利益	平成28年度定員充足率106.3%(学生数975人/定員917人)であり、本来行うべき業務は行われていることを確認した。
イ 剰余金の用途は適正か。 (会計基準第72の2)	剰余金用途承認申請書により、剰余金の用途は、第2期中期計画に定めた剰余金の用途(教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等)と合致し、かつ合理的なものであることを確認した。

4 承認の適否について

承認基準に適合することから、申請額どおり承認することとしたい。

《地方独立行政法人法（抄）》

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお、不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)